

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（茨城）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（福井支所）

(C)2015Z ENRIN(Z06E-第175号)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



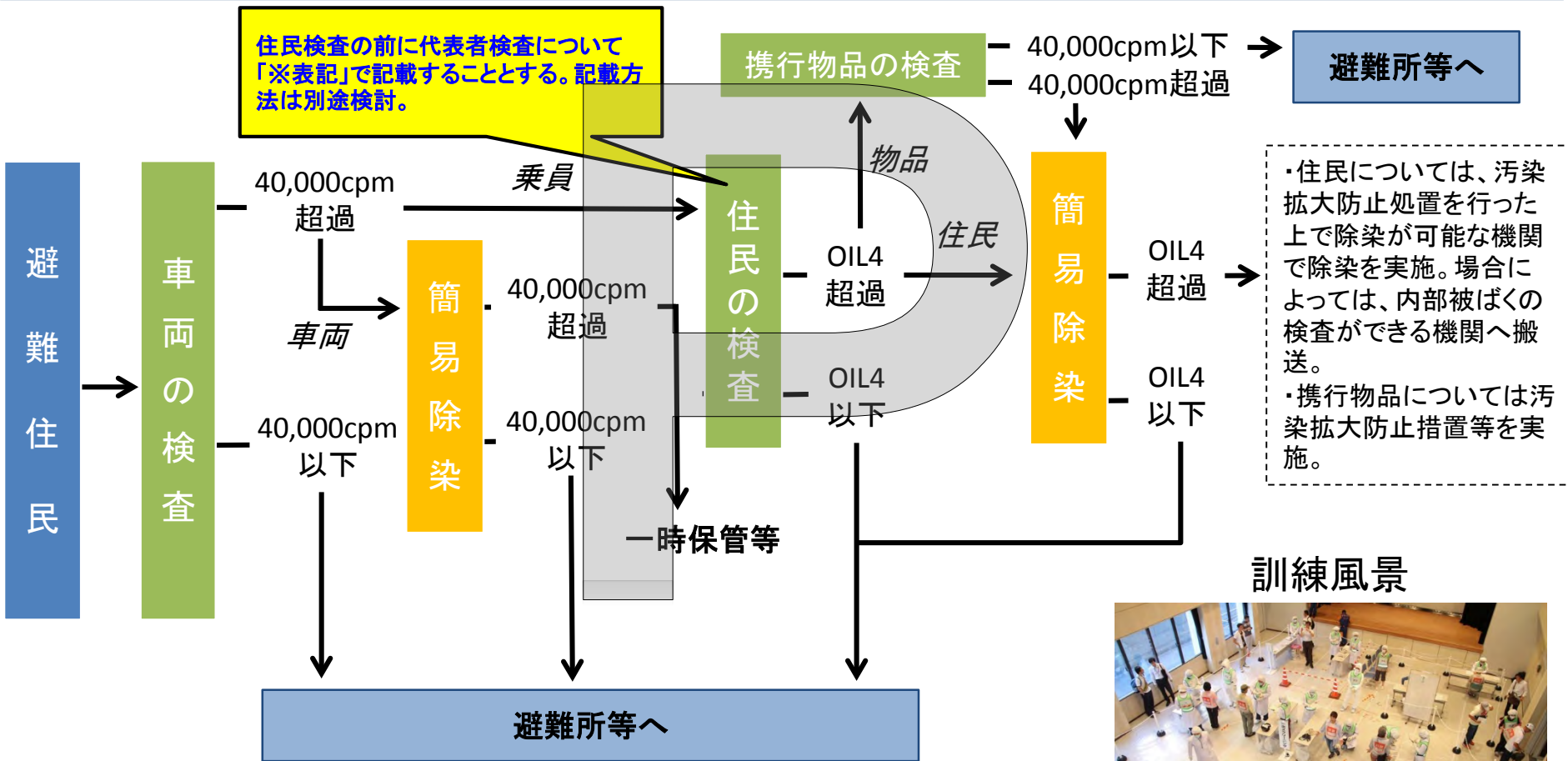
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

原子力災害時の医療体制

原子力災害医療協力機関

【汚染等傷病者の初期診療及び救急診療、放射性物質による汚染の測定】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等

原子力災害拠点病院

【汚染の有無にかかわらず傷病者に対する高度医療を提供】
(1~3程度指定する)

- ①原子力災害医療派遣チームを有している
- ②内部被ばくの測定及び線量評価、除染が出来ること
- ③被ばく傷病者等に対して救急処置及び入院治療ができること 等

原子力災害拠点病院で対応困難な傷病者は、下記支援センターへ搬送

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等による搬送

原子力災害医療・総合支援センター 高度被ばく医療支援センター

【基本的に長崎大学が対応】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療

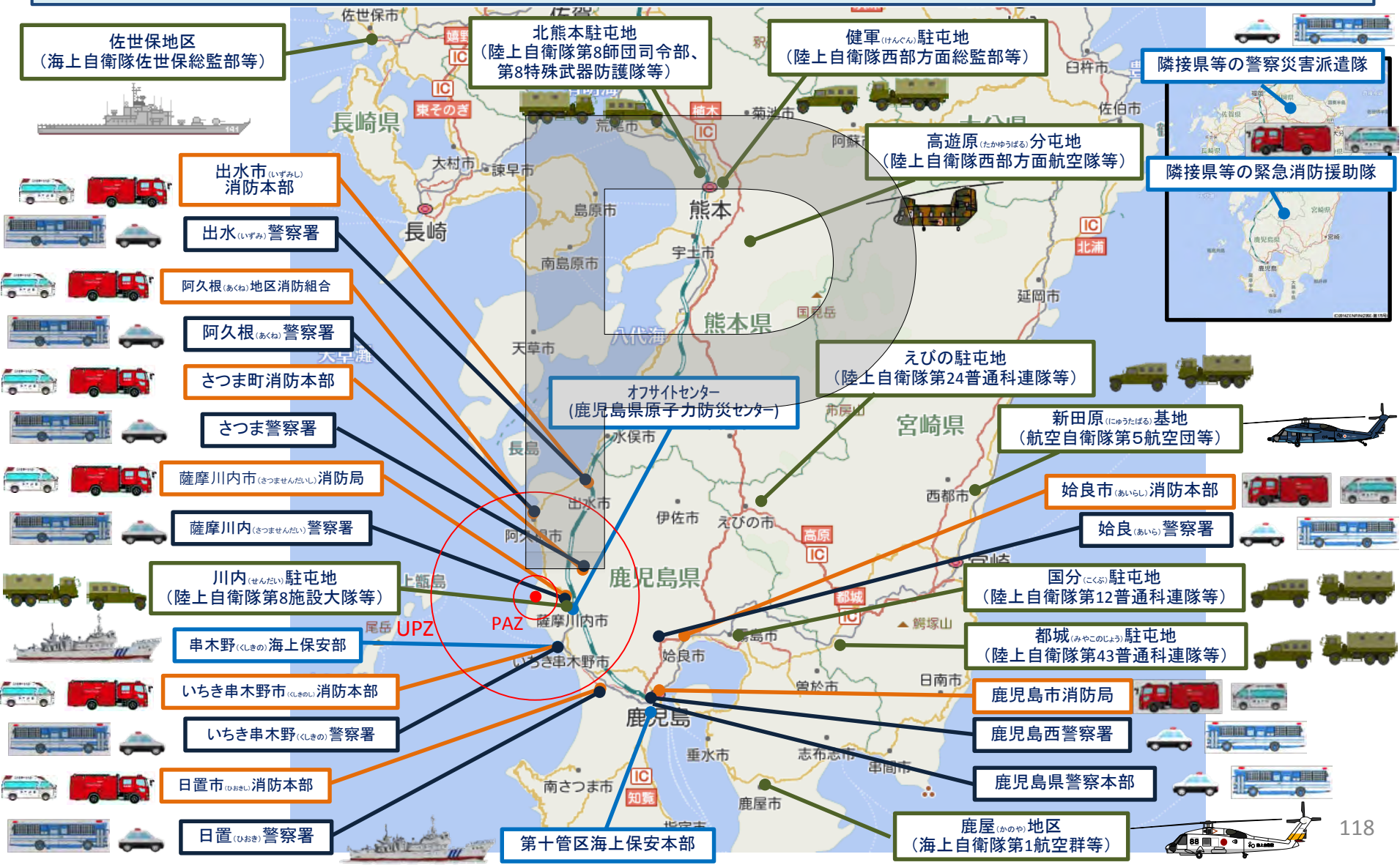


※ 原子力災害対策指針に示してある、「原子力災害時における医療提供体制」の整備を行う。

10. 国の実動組織の支援体制

川内地域周辺の主な実動組織の所在状況

➤ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施



実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、鹿児島県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。

要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援

原子力災害対策本部
(首相官邸)

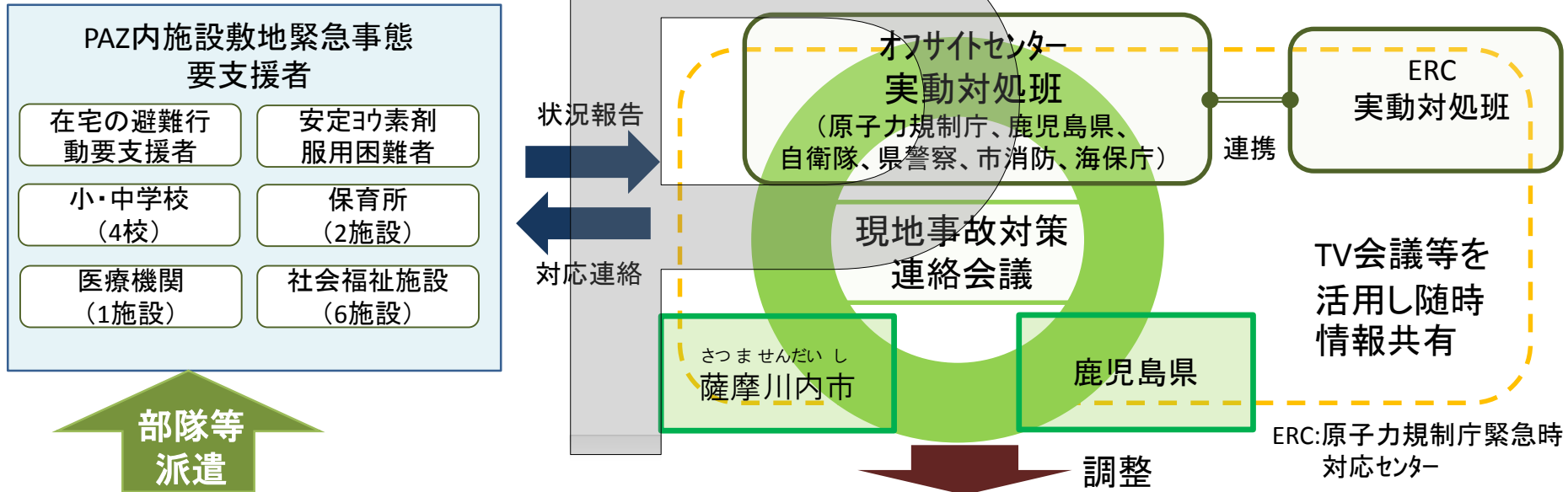
オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)

政府の調整結果に基づく
現地派遣指示

現地における
各種要請の集約

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降も継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
 → 不測の事態における鹿児島県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



＜警察＞
鹿児島県警察
九州管区警察局

等

＜消防＞
さつませんだいし
薩摩川内市消防局
その他関係市町管轄消防機関

＜海保庁＞
くしきの
串木野海上保安部
第十管区海上保安本部

＜自衛隊＞
陸上自衛隊西部方面総監部
海上自衛隊佐世保地方総監部
航空自衛隊航空総隊司令部

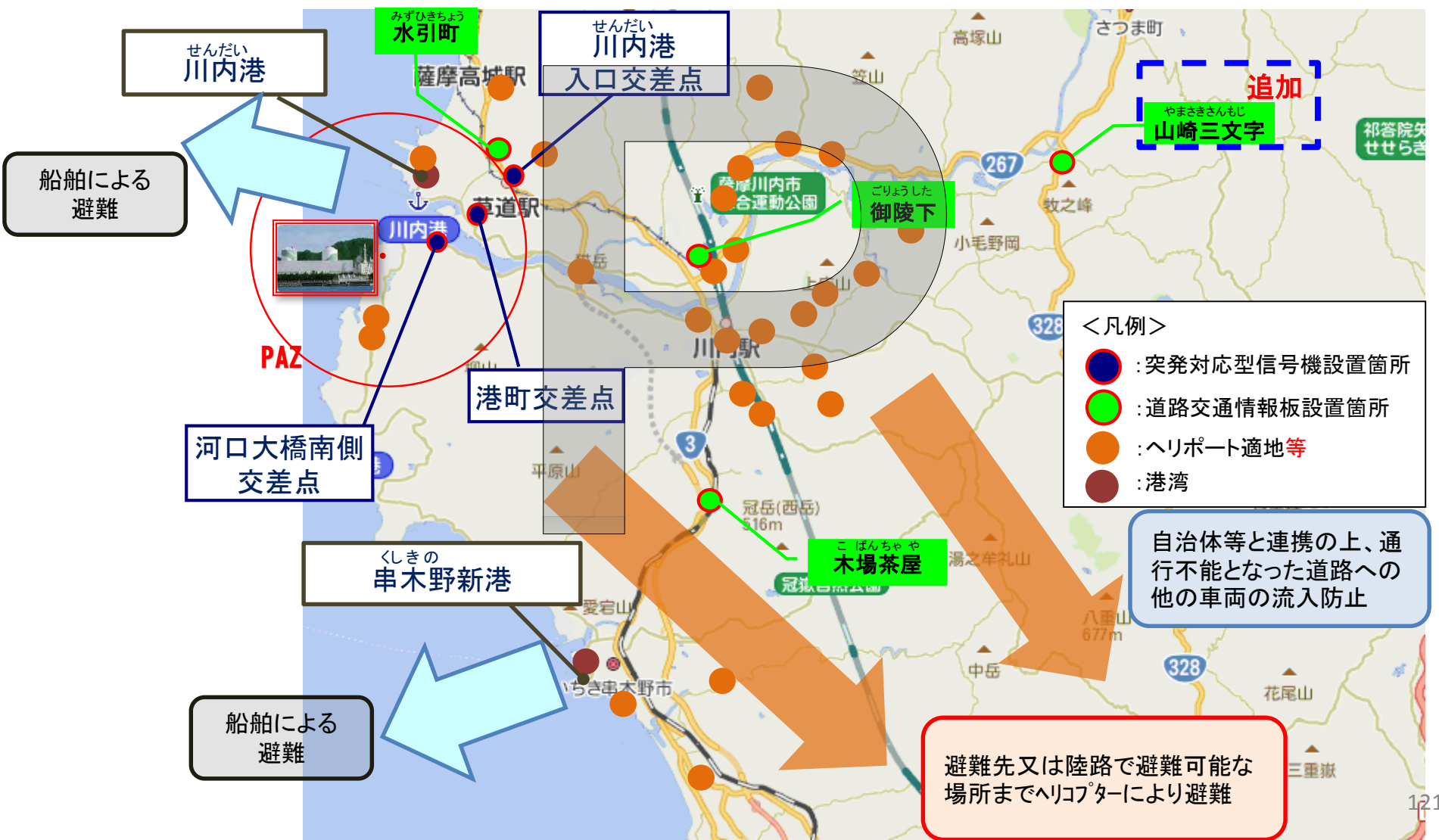
等

※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報収集

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施（放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用）。



- <凡例>
- : 突発対応型信号機設置箇所
 - : 道路交通情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



「川内地域の緊急時対応」に係る改定項目（案）

平成 29 年 8 月 31 日

主な改定事項

- (1) 緊急時対応記載データの時点の更新（施設数や人口など）
- (2) 原子力災害対策指針及びマニュアル等の改定に伴う更新（避難退域時検査手順等の見直し）
- (3) 「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づく、県バス協会への避難車両の要請の追加 **訓練**
- (4) PAZ 内の避難行動要支援者の避難にあたり、薩摩川内市と九州電力が連携して福祉車両を手配する旨の追加 **訓練**
- (5) PAZ 内住民のうち長距離運転が困難な高齢者等のための中継地点（バスへの乗り換え地点）の設定 **訓練**
- (6) 住民等への放射線防護対策が実施された屋内退避施設についての普及啓発
- (7) 暴風雨や台風時等における防護措置の具体化
- (8) 地震等により屋内退避が困難となる場合の基本フローの具体化 **訓練**
- (9) 南九州西回り自動車道等の道路整備に伴う避難経路の修正
- (10) 避難経路の複数化（南九州西回り自動車道等の活用）
- (11) UPZ 避難経路の明記
- (12) 観光客等一時滞在者への避難指示等の周知方法の明記
- (13) 避難退域時検査場所候補地の明記
- (14) 国による UPZ 内外の安定ヨウ素剤の確保体制の具体化
- (15) ゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布の明記

※ **訓練**は、訓練にて抽出された教訓事項を反映するもの